

6. 学校生活の心得

本校の生徒は、下記の学校生活の心得に基づいて行動する。

本校生徒は、学業と労働を尊び、心身共に健全な社会人となる資質を養わなければならない。明るい学校生活を送るために以下に明示する学校生活の心得を守り、常に本校の生徒としての自覚と責任をもって行動しなければならない。

1 学 習

学習することは高校生の本務であることを自覚し、常に真剣な態度で学習に取り組もう。

- (1) 始業とともに定められた席に着席する。授業の始業・終業には、係の合図により起立・礼をする。
- (2) 考査には最善の努力をして臨み、公正な態度で受験する。考査期間中の座席は原則出席番号順とする。
- (3) 始業予鈴時刻までに教室に入る。欠席・遅刻・欠課の場合には事前に学級担任へ連絡する。
- (4) 早退・外出の場合は学級担任の許可をもらう。帰宅後、直ちに学級担任へ報告する。
- (5) 許可なく授業中にスマートフォン等を使用すること、授業中に飲食物を摂ることを禁止する。

2 校 内

同じ校舎を全日制と共有していることに配慮し、お互いに爽やかな気持ちで学校生活を送れるように心掛けよう。

- (1) 校内の整理・整頓に心掛ける。当番（日直）は下校時に教室の整備と戸締まりをする。
- (2) 言葉遣いに気を付け、粗暴な言動は慎む。
- (3) 校舎・教具等、公共物の取り扱いは慎重にする。破損した場合は学級担任に届け出て指示を受けること。なお、本人の責任による破損は実費弁償とする。
- (4) 私物には記名する。教科書・ノート等は教室に放置しない。持ち帰らない私物は指定されたロッカーに整頓して入れておくこと。
- (5) 紛失物・拾得物のあった時には、速やかに生徒支援部に届け出る。
- (6) 教室、食堂等の諸掲示の内容に注意する。掲示をする場合は生徒支援部の指示に従う。
- (7) 指定のスリッパ・体育館シューズを指示に従って履き、上下の区別をする。
- (8) 火気・電灯の始末に注意し、冷暖房器具は指示に従って操作する。

3 常に高校生としての品位を保ち、良識・良心に基づいた責任ある行動をしよう

- (1) 岐阜県青少年健全育成条例に基づいて、風紀上好ましくない場所への立ち入りはしない。
- (2) 飲酒、喫煙（電子タバコを含む）、違法薬物、賭博行為は絶対にしない。
- (3) SNS等への不用意な投稿、個人情報への投稿、他人の誹謗中傷は絶対にしない。
- (4) 家族または職場の担当者以外の車による送迎は認めない。
- (5) 身分証明書は常に携帯し、求められれば呈示する。
- (6) 交通事故、不測の事態の発生、住所変更、職場変更、補導を受けた等の場合は、直ちに学級担任に申し出ること。

4 服装規定

- (1) 髪は清潔にし、生まれた時のままの自然な髪色とし加工等、手を加えないこと。ただし、黒染めについては認める。（加工等とは「染髪」「脱色」「着色」をいう）
- (2) 服装は学習するにふさわしい清潔感のある端正なものであること。
- (3) 式典等のフォーマルデー【式服】は、制服(学生服、ブレザー型制服)、黒、紺を基調としたスーツ、ブレザー、ワンピース、ツーピースに準ずる服装とする。

5 普通自動車等の運転免許取得について

- (1) 在学中の普通自動車等の運転免許の取得は原則として禁止する。
ただし、普通自動車運転免許取得については、以下のアについて適合し、かつイを満たしている場合、普通自動車免許取得の理由、その他について職員会議等で審議し、妥当であると判断した場合は学校長が許可する。
ア 卒業年度に卒業後の進路に備えるなど普通自動車運転免許取得に相応しい必要性がある。
イ 出席、学習態度が良好であり、学校生活において生徒指導上、成績不振などの問題がない生徒。
- (2) 自動車学校入校は11月以降とし、自動車学校教習等による学校の欠席、遅刻は認めない。
- (3) 原付（原動機付自転車）、自動二輪の運転免許取得は許可しない。

6 自動車等を使用する通学について

- (1) 自動車による通学は原則として禁止する。
ただし①自動車免許取得後1年を経過した生徒に関しては、②本人ならびに雇用主の申し出により、③勤務する上で必要かつ通学に自動車が必要な場合とし④「自動車通学許可願」「自動車通学に関する誓約書」（ともに雇用主の同意が必要）が提出され、⑤以下のアを満たしている場合、職員会議等で審議し、妥当であると判断した場合は学校長が許可する。
ア 出席、学習態度が良好であり、学校生活において生徒指導上、成績不振などの問題がない生徒。
- (2) 自動車による通学許可を受けた生徒は、学校の指導および指示ならびに誓約書に記載された内容を厳守すること。ただし、以下の場合は自動車による通学許可を取り消す。
ア 自動車使用を許可された理由がなくなった場合。
イ 事故を起こす可能性が極めて高く、安全が確保できないと生徒指導主事が判断した場合。
ウ その他学校の指導および指示に従えない場合。
- (3) 原付（原動機付自転車）、自動二輪による通学は禁止する。

7 規定の改正または廃止の手続き

- (1) 生徒会執行部は生徒の意見を集約し、校長に対し校則の改正または廃止を求めることができる。
- (2) 校長は前項の規定に基づく求めがあったとき、または校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正または廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過および決定理由について生徒および保護者に説明するものとする。

付則 ・この規程は、令和7年4月1日から施行する。